

佐渡市内の介護保険外の

在宅福祉サービス



介護用品支給

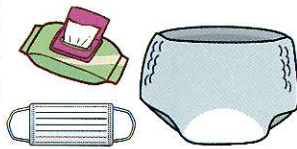
☎佐渡市 高齢福祉課 ☎63-3790

要介護者を介護している家族の方を対象に介護用品の支給を行います。

★対象者 / 要介護4又は5の認定を受けた在宅の高齢者等を介護している家族の方

★助成額(上限額)
 市民税非課税世帯 1月あたり6,000円
 市民税課税世帯 1月あたり3,000円

★対象品目
 紙おむつ、尿取りパッド、清拭剤、ドライシャンプー、介護用手袋、介護用シート、介護用エプロン、マスク(いずれも使い捨てタイプ)



外出支援サービス

☎佐渡市 高齢福祉課 ☎63-3790

一般の交通機関の利用が困難な方がリフト付きタクシー等を利用した場合、乗車料の一部を助成します。ただし、心身障がい者福祉タクシーとの併用はできません。

★対象者 / ①要介護4又は5の認定を受けた方
 ②身体障害者手帳1・2級(下肢又は体幹不自由)の交付を受けている方

★利用回数(上限) / 年間24回

★助成額 / 乗車料に応じた助成率で乗車料の一部を助成します



心身障がい者福祉タクシー

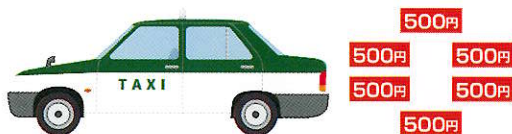
☎佐渡市 社会福祉課 ☎63-5113

心身に障がいのある方を対象に、タクシー券を交付します。

★対象者 / ①身体障害者手帳1・2級の交付を受けている方
 ②身体障害者手帳3級(下肢又は体幹不自由)の交付を受けている方
 ③療育手帳(知的障がい者)「A」の交付を受けている方
 ④精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方

★利用回数(上限) / 年間36枚

★助成額 / 1枚あたり500円
 (乗車料に応じて1回あたり6枚まで利用可能)



移送サービス

☎佐渡市 社会福祉協議会 地域福祉係 ☎81-1155

単独で一般の交通機関を利用することが困難な高齢者等の方に、福祉車両等による移送サービスを行います。通院・入退院・入退所等の送迎に利用できます。※介助員の添乗をお願いします。

★対象者 / 市民税非課税世帯及び市民税均等割のみ世帯のうち次に該当する方。
 ①要介護3・4・5の認定を受けた方
 ②身体障害者手帳1・2級(視覚障がい、下肢又は体幹不自由)の交付を受けている方

★利用回数(上限) / 1月あたり3回

★利用者負担 / 無料

★利用時間 / 月曜日から金曜日(祝日、国民の休日及び年末年始は除く)の午前8時30分から午後5時までの間



配食サービス

☎佐渡市 高齢福祉課 ☎63-3790

定期

高齢者の食生活に配慮した食事を定期的に宅配するとともに安否確認を行います。

- ★対象者 / 食材の買い物や調理が困難で次に該当する方。
- ①65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみ世帯
 - ②身体障がいのある方
 - ③身体障がい又は知的障がいのある家族のみと同居している65歳以上の高齢者

- ★利用者負担 / 弁 当 1食あたり400円
おかずのみ 1食あたり300円



☎佐渡市 社会福祉協議会 地域福祉係 ☎81-1620

定期

食生活に不安のある方へお弁当をお届けし、健全な食生活の支援と安否確認を行います。

- ★対象者 / 佐渡市の配食サービスを受けている方
- ★利用者負担 / 弁 当 1食あたり 400円
おかずのみ 1食あたり 300円

高齢者生活支援サービス

☎佐渡市 高齢福祉課 ☎63-3790

日常生活上での作業において支援が必要な方を対象にサービス利用料の一部を支援します。

- ★対象者 / 次の要件を満たす方で、日常生活の自立を支援する観点から支援が必要な方
- ①65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみ世帯
 - ②心身的な状態により、世帯で作業を行うことが困難な方
 - ③作業について、依頼できる親族や近隣の方がいない方

- ★利用回数(上限) / 年間12回
- ★助成額 / サービス利用料の1/2
(1回あたり2,000円を上限)



生活支援 ボランティア派遣事業 (ごむしんネット)

☎佐渡市 社会福祉協議会 地域福祉係 ☎81-1155

日々の暮らしの中での困りごと(買い物・電球の交換、ゴミ出し、郵便物の内容確認など)を生活支援ボランティアが代わって行います。

※おおむね30分程度で行える活動です。

- ★対象者 / 高齢者や障がいをお持ちの方、小学生以下の子どもを養育している父母

- ★利用者負担 / 30分まで200円
60分まで400円
※交通費は 1kmあたり25円



寝具洗濯サービス

☎佐渡市 高齢福祉課 ☎63-3790

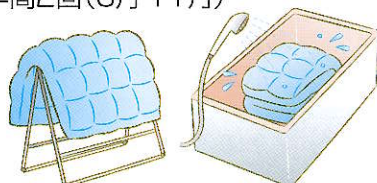
寝具類(掛布団・敷布団・毛布)の洗濯・乾燥・消毒などを行います。

※医療機関に入院又は施設等に入所している方は対象となりません。

- ★対象者 / 寝具類の衛生管理が困難な方で以下のいずれかに該当する方。
- ①要介護1~5に該当する65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみ世帯
 - ②身体障害者手帳1~3級の交付を受けた方

- ★利用回数(上限) / 年間2回(6月・11月)

- ★利用者負担 / 無料



緊急通報サービス

☎佐渡市 高齢福祉課 ☎63-3790

緊急通報装置をレンタルし、緊急のボタンを押すことにより、あらかじめ登録をした連絡先に連絡するとともに、救急車等の要請を行います。また、ライフセンサーを日常生活上必ず動作を行うところに設置し、一定期間反応がない場合に自動的に緊急連絡をします。

- ★対象者 / 在宅で心身機能の低下等の理由で日常生活において不安のある方で、次に該当する方。
- ①65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみ世帯
 - ②重度身体障がい者の方

- ★利用者負担 / 1月あたり200円



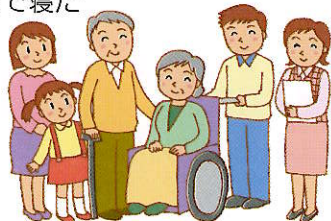
介護手当支給

☎佐渡市 高齢福祉課 ☎63-3790

在宅で介護している家族の方を対象に介護手当の支給を行います。
(ただし、病院・施設等に3ヶ月以上入院・入所している場合は支給対象となりません。)

- ★対象者 / 次に該当する方を介護している家族の方
- ①65歳以上で寝たきり又は認知症で6ヶ月以上介護を要する方
 - ②身体障害者手帳1・2級をお持ちの方で寝たきりの方
 - ③療育手帳Aをお持ちの方

★支給額 / 1月あたり5,000円
(支給月は9月・3月)



特別障害者手当支給

☎佐渡市 社会福祉課 ☎63-5113

- ★対象者 / 精神又は身体にきわめて重度の障がいがあるため、日常生活において常時、特別な介護を必要とする20歳以上の在宅の方
(ただし、病院・施設等に3ヶ月以上入院・入所している場合は支給対象となりません。)
※なお、要介護4又は5の認定を受けた方が対象になる場合があります。

★支給額 / 1月あたり27,980円

軽・中等度難聴者補聴器購入助成

☎佐渡市 高齢福祉課 ☎63-3790

身体障害者手帳の対象とならない軽・中等度難聴者のコミュニケーション能力の向上を目的として補聴器購入の補助をします。

- ★対象者 / 身体障害者手帳の交付対象とならない難聴の方で、次に該当する方
- ①18歳以上で両耳の聴力レベルが30デシベル以上
 - ②補聴器の装用により、コミュニケーション能力の向上について、一定の効果があると医師が判断する方

★助成額 / 生活保護世帯・市民税非課税世帯
補聴器購入費の額(上限50,000円)
市民税課税世帯
補聴器購入費の1/2(上限25,000円)

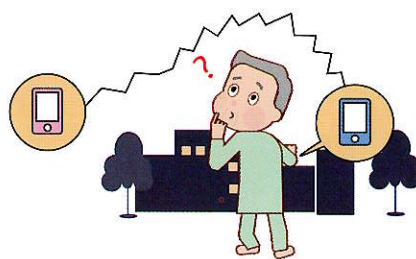
徘徊 高齢者等家族支援サービス

☎佐渡市 高齢福祉課 ☎63-3790

認知症等の高齢者等が行方不明となった場合、位置を捜して電話・FAX等により連絡します。サービスの登録をすると携帯用の発信機等を貸し出します。

- ★対象者 / 徘徊の見られる認知症の高齢者等を介護している家族

★利用者負担 / 1月あたり700円



日常生活用品給付

☎佐渡市 高齢福祉課 ☎63-3790

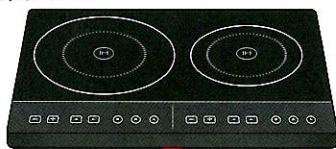
電磁調理器

在宅の高齢者で心身機能の低下に伴い、防火などの配慮が必要な方に電磁調理器の給付を行います。

- ★対象者 / 65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみ世帯の方

★助成額(上限額) / 25,000円

★利用者負担 /
市民税非課税世帯又は生活保護世帯は無料
市民税課税世帯は購入金額の1/2



人感センサー

徘徊の見られる認知症の高齢者等を介護している家族に対し、高齢者が外出したことを知らせる機器の給付を行います。

※人の出入りを感じするセンサー付きライトまたは人の出入りを感じて音を鳴らす機器が対象です。

- ★対象者 / 徘徊の見られる認知症の高齢者等と同居している家族

★助成額(上限額) / 15,000円

★利用者負担 /
市民税非課税世帯又は生活保護世帯は無料
市民税課税世帯は購入金額の1/2

日常生活自立支援事業

☎佐渡市 社会福祉協議会 生活支援係 ☎81-1150

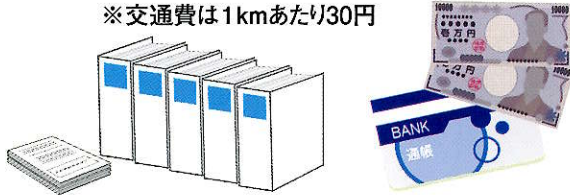
福祉サービス利用支援やお金の出し入れ、大切な書類の預かりなどの支援を行います。

★対象者 / 次に該当し、日常生活に不安を感じている方。

- ①認知症の高齢者
- ②知的障がいのある方
- ③精神障がいのある方

★利用者負担 / 1回あたり1時間まで1,200円、30分を越えるごとに400円を加算

※交通費は1kmあたり30円



生活福祉資金貸付

☎佐渡市 社会福祉協議会 生活支援係 ☎81-1155

生活の安定と経済的自立を目的に資金の貸付と相談支援を行います。

★対象者 / 低所得・障がい者・高齢者世帯など
(貸付基準があります。)

※資金の種類

総合支援資金、福祉資金、教育支援資金など

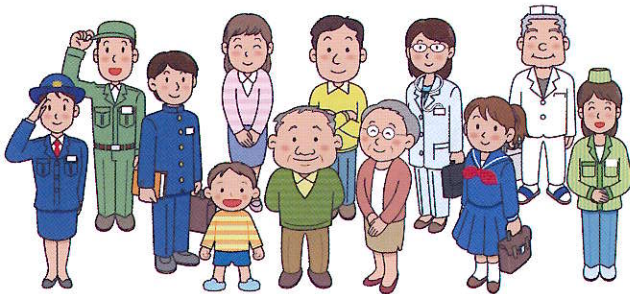


見守り活動

☎佐渡市 社会福祉協議会 地域福祉係 ☎81-1155

地域から孤立させないで、事故の発生を未然に防止するために、地域住民による声かけや電気・洗濯物・カーテンなどの外観からの状況確認(外からの見守り)により高齢者等を見守ります。

★対象者 / 65歳以上で閉じこもりがちな方



おはようコール

☎佐渡市 社会福祉協議会 地域福祉係 ☎81-1155

定期的な電話により、話し相手や安否確認、健康状態の把握を行います。また、簡単な悩みごとの相談に応じます。

★対象者 / ①おおむね75歳以上のひとり暮らし高齢者
②おおむね75歳以上の日中独居高齢者
③障がいのある方など安否確認の必要性が認められる方

★利用回数(上限) / 週のうち1~4回程度
(午前中に電話をします)

★利用者負担 / 無料



住宅整備補助

☎佐渡市 高齢福祉課 ☎63-3790

既存の住宅(居室・廊下・トイレ・浴室・玄関等)を身体状況に適したものに改修する場合、その費用の一部を補助します。

この制度は、介護保険の住宅改修と併せて利用することができますが、必ず工事着工前に申請する必要があります。

★対象者 / おおむね65歳以上の高齢者で要介護又は要支援の認定を受けている方、身体障害者手帳1・2級又は療育手帳Aの交付を受けている方
※世帯全員の収入の合計が600万円未満の場合、世帯員に市民税等の滞納がない場合、世帯で過去にこの補助金の交付を受けていない場合に限りです。



車椅子貸与事業

☎佐渡市 社会福祉協議会 地域福祉係 ☎81-1155

病気、けが等により一時的に車椅子が必要な方を対象に車椅子を貸し出します。

★利用者負担 / 無料

★貸出期間 / 14日以内

